

## 境港市新事業展開資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新商品の開発や生産、商品の新しい生産・販売方式の導入、新しい販路の開拓など新事業展開に取り組む中小企業者等に必要な資金の融資を促進することを目的とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件は、次のとおりとする。

(1) 経営革新貸付

融資対象者	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に基づく承認を受けた計画を実施する者									
資金の用途	運転資金及び設備資金									
融資限度額	1億円									
融資期間	10年以内（据置2年以内を含む。）									
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	下表のとおりとする。									
	(単位：%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23	
	※経営革新関連保証の適用を受ける場合は、区分⑥を適用する。 ※経営力向上関連保証の適用を受ける場合は、区分⑥を適用する。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。									
担保	保証協会の定めるところによる。									
保証人	保証協会の定めるところによる。									
償還方法	割賦均等償還									

(2) 海外展開貸付

融資対象者	県内事業の安定・拡大を図るため次のいずれかの事業を行う者 ア 海外見本市、商談会への参加 イ 直接輸出入に係る事業 ウ 海外の支店、工場その他の営業所の設置又は拡張 エ 海外展開のための調査又は従業員教育 オ 出資割合が10%以上となる海外法人への出資 カ 出資割合が10%以上である海外法人等の発行する社債引受又は資金の貸付 キ 長期にわたる原材料の供給等、永続関係にある海外法人への資金の貸付									
資金の用途	運転資金及び設備資金									
融資限度額	1億円									
融資期間	10年以内（据置2年以内を含む。）									
融資利率	年1.43パーセント（変動金利）									
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。									
保証料率	下表のとおりとする。									
	(単位：%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23	

	※海外投資関係保証の適用を受ける場合は、区分⑤を適用する。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。
担保	保証協会の定めるところによる。
保証人	保証協会の定めるところによる。
償還方法	割賦均等償還

（融資の申込み）

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、新事業展開資金申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び事業計画書（様式第2号）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した後、新事業展開資金の申込みに関する意見書（様式第3号）を作成し、申込書と併せて、保証協会に送付するものとする。

（融資の内定と実行）

第5条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証・融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

3 商工団体は、この資金の融資を受けた中小企業者に対し事業実施状況の把握及び継続的な経営指導に努めるとともに、保証協会、金融機関等と連携して、必要な助言、指導を行うものとする。

（融資実行の報告）

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

（資金措置）

第7条 この資金を運用するため、市は預託により、金融機関に対して次のとおり資金措置を行うこととする。

- (1) 預託額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額
- (2) 預託利率 市長が別に定める。
- (3) 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

（所掌）

第8条 この要綱等に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年7月1日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

なお、以下の者は第3条（1）「経営革新貸付」の表中「融資対象者」として取り扱う。

- (1) 平成27年3月31日までに鳥取県版経営革新計画認定要領（平成24年3月23日付第201100193527号鳥取県商工労働部長通知）第6条第1項に基づく認定を受けた計画を実施する者
- (2) 平成29年3月31日までに鳥取県版経営革新総合支援補助金「高度生産性向上型」の交付決定を受けた事業を実施する者

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行し、改正後の境港市新事業展開資金制度要綱の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。